

令和8年度ソーシャルメディア等を活用した森の力広報業務委託 仕様書

第1 業務目的

森林の公益的機能（以下、「森の力」という。）について、若年層の県民をメインターゲットとして、ソーシャルメディア等を活用したわかりやすい情報発信を行い、森林づくり県民税及び森の力再生事業の理解促進を図る。

第2 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

第3 業務内容

ソーシャルメディア等のデジタル媒体を利用した下記の広報及びそれに必要な制作等を行う。

なお、1、2については必須項目とし、3については1・2の提案の内容に応じ、契約限度額の範囲内において、自由に選択して実施するものとする。なお、いずれの場合も後年度の費用負担（アカウント利用料、サーバ利用料等）が発生しないものとする。

1 デジタル広報

- ・WEB及びSNS広告など、県民の閲覧・利用頻度が高いデジタル媒体を用いる。
- ・特に、「森の力」のフレーズの認知を主眼として若年層に閲覧される媒体を使用し、「森の力」の重要性について、県民が自分事として捉えられるように暮らしや防災、自然環境などと絡めた情報発信を行う。
- ・下記の県が行っている既存の情報発信の取組に誘引することで、詳細を把握する形とする。
- ・企画立案、広告制作、広告配信の経費を含む。
- ・制作数量は、効果的かつ実施可能な具体的な数値目標を企画立案に含めること。

媒体	備考
県ホームページ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/ringyo/morinochikara/index.html
Facebook	しずおか森林・林業情報発信局
YouTube	しずおかメディアチャンネルのうち、「森の力」に関する動画
その他	県広報部局のSNS、県が実施するイベント、県広報誌 等

2 効果測定・分析

- ・企画提案の内容に合わせたKPIを設定し、活用した広報媒体の効果測定（媒体ごとの再生数、リーチ、保存数、エンゲージメント、年代分析等）を行う。
- ・毎月、実施した内容について効果測定・分析を実施し、月次報告書を提出する。分析結果を踏まえ、翌月以降の実施計画を適宜修正すること。
- ・業務が完了する際には、委託期間を通じた総括した最終報告書を提出する。最終報告には、本業務の実施結果を踏まえ、翌年度以降の課題や取組方針の提案を記載すること。

3 自由提案事項、その他

(1) SNS運用

- ・企画立案、投稿制作、撮影、編集、投稿、分析の経費を含む。
- ・投稿数は、効果的かつ実施可能な具体的な数値目標を企画立案に含めること。

(2) 県ホームページ改修提案

- ・既存の県ホームページを分析し、広告流入を前提としたランディングページとして改修提案（ファーストビュー刷新、インフォグラフィック制作、広告流入者向け導線設計など）する。
- ・県が使用するCMS（TsuNaGo/つなごう）に実装可能な範囲内で提案すること。

(3) 地域と連携した情報発信

- ・地域に根付いた活動を行い、地域への影響力、発信力を備えた団体や個人（プロスポーツチーム及び選手、インフルエンサーなど）と連携した効果的な情報発信を実施する。

(4) その他

- ・この他に効果的な手法がある場合は、自由な提案を受け付ける。

第4 提出物

1 提出物の納入

受託者は、下表「提出物一覧表」に示す提出物を納入すること。納入時期は、定めがあるものはそれに従い、定めのないものは別途協議すること。

2 成果品の帰属

本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。

【提出物一覧】

名称（様式）	部数		納入時期
	電子	書類	
業務代理人通知書（契約書に定める様式第2号）	1	—	契約締結後、速やかに
実施計画書（契約書に定める様式第3号）	1	—	契約締結後、20日以内
実施体制図（任意様式、実施計画書に添付）	1	—	
月次報告書（任意様式）	1	—	実施月の翌月7日までに
業務完了届出書（契約書に定める様式第4号）	1	—	業務完了後、速やかに
実績報告書（契約書に定める様式第5号）	1	—	
最終報告書（任意様式）	1	—	
本業務において撮影、制作した映像等の成果品	1	—	
請求書（契約書に定める様式第7号）	—	1	検査合格通知書を受領後

第5 業務実施にあたっての条件

- 1 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、契約後、業務実施前に県に対し

て書面にて、再委託の内容と理由、再委託先（名称）、再委託先に対する管理方法等を報告し、承諾を得なければならない。

- 2 受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- 3 受託者は、本業務の処理上知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。
- 4 仕様書の内容は、予算の範囲内で必要に応じ協議の上、変更することができるものとする。

第6 留意事項

- 1 この業務に関わる必要経費は全て受託費の範囲内で処理する。
- 2 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、県との連絡・調整を適宜行う。
- 3 打合せは、県が必要と判断した場合には随時実施する。
- 4 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者において協議し、対応を決定する。